

vol.155

2020.10

営繕とうほく

EIZEN TOHOKU

発行
東北地方整備局
営繕部
盛岡営繕事務所



【福島県須賀川土木事務所】

CONTENTS

完成施設紹介【福島県須賀川土木事務所】	2～3
震災・復興10年進もう！次の東北へ 11月11日は公共建築の日	4
～ 11月は公共建築月間 ～	
保全ニュースとうほく	
・「令和2年度 東北地区官庁施設保全連絡会議」を開催しました	5～6
・国家機関の建築物等の定期点検制度について	7～12
～ 保全実態調査における法定点検等の実施状況 ～	
令和2年度 東北地方整備局管内業務発表会	13
令和2年度 優良工事・優良業務表彰	14～17
令和2年度 営繕工事安全施工推進大会	18
優良企業（現場代理人）表彰（営繕関係）	

完成施設紹介【福島県須賀川土木事務所】

福島県土木部営繕課

福島県須賀川土木事務所は、福島県が管理する国道・県道や河川・砂防施設等の維持管理や道路法・河川法等の許認可等を行うほか、大雨洪水等の気象警報発令時や災害発生時には、危機管理対応を行う拠点となる事務所であり、須賀川市、鏡石町、天栄村を管轄しております。

平成31年3月より、施設の老朽化に伴う改築工事に着手していましたが、令和2年3月に新庁舎、同年8月に旧庁舎の解体及び外構工事が完成し、この度、事業がすべて完了しましたので、完成した施設について紹介します。

■事業概要

昭和16年頃に建設された旧庁舎は、築70年以上を経過し老朽化が著しく、また、災害発生などの緊急時には、危機管理対応拠点としての機能が必要となることから、耐震性を有し、敷地内に点在する建物機能を集約した新庁舎を現敷地内で整備する事業です。

新庁舎への建て替えに当たっては、当県が掲げる「再生可能エネルギー先駆けの地」を目指し、再生可能エネルギーの導入拡大とエネルギーの効率的利用を推進する取組の一環として、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を実現するとともに、CLT材の活用も行いました。

■敷地概要

計画地は須賀川市の南部、須賀川市役所から徒歩約5分の場所に位置し、周囲には共同住宅や低層住宅が建ち並ぶ落ち着いた環境にあります。



【旧庁舎全景】

■建築計画概要

狭隘な現敷地を有効に活用するため、1階をRC造、2階を木造とした2階建てとする一方、須賀川市で推進する“風流のまちづくり”に配慮し、屋根を切妻形状とすることで町並みとの調和を図りつつ、屋根の高さを抑え、周辺への圧迫感を軽減しています。

1階の外壁は、石蔵をイメージしてコンクリート色をそのまま活かし、2階の外壁は砂壁調のテクスチャーとして、自然でソフトな風合いを醸し出すとともに、70年以上に亘って地域に溶け込んできた旧庁舎の色調を踏襲しています。

また、窓には、縦長のスクリーン式鋼製建具を採用し、“風流な古の建物”に用いられてきた格子窓をイメージさせるとともに、軽快なリズムを感じさせるデザインとしています。

内部は、木造とした2階執務室内において野地板や一部の間仕切りに県産木材を使用したCLT材を採用することで、大スパンの架構を可能とし、開放的な内部空間を実現しました。



【新庁舎外観】



【2階執務室（CLT、タスクアンビエント照明）】

震災・復興10年進もう！次の東北へ

11月11日は公共建築の日

～ 11月は公共建築月間 ～

公共建築は、地域の人々の生活に密接な関わりを持ち、地域の活性化、生活・文化水準の向上、街並み・景観の形成等を図るうえで重要な役割を果たしています。また近年、地域との連携を図りながら、公共建築の整備や運営のあり方を考えるべきという機運が高まっています。

このような状況をふまえ、関係機関が幅広く協力し、広く一般の方々にも関心を持っていただきながら、より一層、生活に密着したより良い公共建築を目指していくという考えのもと「公共建築の日」及び「公共建築月間」関連イベントとして「巡回建築パネル展」を開催します。

公共建築の日：数字の1が4つ並ぶ11月11日
 (建物の基本的な構造である4本の柱をイメージ)
 公共建築月間：公共建築の日がある11月
 (国会議事堂が昭和11年11月完成であることに因む)



【巡回建築パネル展】

公共建築に携わる各機関が行っている業務や施策への取組を、広く県民・市民の皆様へ知っていただくため、具体的な整備事例や組織の役割等をパネルを使って紹介するイベントです。

今回、東日本大震災から10年の節目を迎えるにあたり、「東日本大震災から10年～公共建築と災害対策～」と題し、公共建築に携わる各機関のこれまでの、防災・減災等に対する取り組み等を紹介します。パネルは下記日程で、東北6県の各会場を「巡回」しますので、お近くの会場に気軽にお立ち寄り下さい。

開催場所・期間

- 青森県 **青森県庁** 北棟 1階来庁者ロビー
11月24日 [火] ～ 11月27日 [金]
- 岩手県 **岩手県庁** 1階県民室
11月24日 [火] ～ 11月27日 [金]
- 宮城県 仙台市 **青葉通地下ギャラリー**
11月 3日 [火] ～ 11月15日 [日]
宮城県庁 2階回廊
11月16日 [月] ～ 11月20日 [金]
仙台市役所 本庁舎 1階ロビー
11月24日 [火] ～ 11月27日 [金]
- 秋田県 **秋田県庁** 1階正庁前廊下
11月 2日 [月] ～ 11月 6日 [金]
- 山形県 **山形県村山総合支庁** 1階ロビー
11月 2日 [月] ～ 11月13日 [金]
- 福島県 **福島県庁** 本庁舎・西庁舎 2階連絡通路
11月 2日 [月] ～ 11月 6日 [金]

石巻港湾合同庁舎
 ～ 災害応急対策活動拠点として整備 ～
【東北地方整備局 営繕部】

災害応急対策活動の拠点としての耐震安全性と津波防災機能を備えた建物として整備しました。

【津波避難ビルとして】
 周辺には低層の倉庫や工場が点在し、津波の避難場所となる高層建物が少ないため、施設管理者と石巻市の協定により津波避難ビルに指定されています。
 また、石巻市の防災備蓄倉庫を5階に設け、災害時に必要な物資を保管しています。

構造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
 地上5階建て、地下1階
 延べ面積：2,043㎡ ほか
 完成年度：平成25年度
 入居官署：宮城県上保存部石巻海上保存署
 横浜税関仙台臨港税関支所石巻出張所
 仙台検疫所石巻出張所
 東北運輸局石巻支事務所
 横浜植物防疫所石巻支所石巻出張所
 石巻市（防災備蓄倉庫）

【パネルの一例】

各イベントの詳細については、下記ホームページの公共建築月間関連ページをご参照ください。

東北地方整備局営繕部【イベント紹介】 <http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/event/eventtop.html>
 (一社)公共建築協会【巡回建築パネル展】 https://www.pbaweb.jp/seminar/events/touhoku_r02_01/

「令和2年度 東北地区官庁施設保全連絡会議」を開催しました

東北地方整備局営繕部及び盛岡営繕事務所では、東北6県で「令和2年度 東北地区官庁施設保全連絡会議」を開催しました。

本会議は、保全指導・支援の一環として、国家機関、独立行政法人等、地方自治体の施設管理者や保全業務担当者等を対象に毎年度開催しているものです。今年度は、新型コロナウイルス感染症対策をふまえ、開催時期を例年の7月から9月に延期し、会場内の「3つの密」を避けるため、各機関からの参加人数を1名とする制限にご協力いただき、6会場合わせて116機関、116名の方々の出席のもと開催しました。

■令和2年度 東北地区官庁施設保全連絡会議 開催状況一覧

開催地	会場	開催日	上段：延べ出席機関数（主催者を除く） 下段：延べ出席者数（主催者を除く）			
			国家機関	独立行政法人等	地方自治体	計
仙台市	TKP ガーデンシティ 仙台勾当台	令和2年9月 3日	25 機関	1 機関	3 機関	29 機関
			25 人	1 人	3 人	29 人
山形市	山形テルサ	令和2年9月 8日	9 機関	0 機関	4 機関	13 機関
			9 人	0 人	4 人	13 人
盛岡市	盛岡第2合同庁舎	令和2年9月10日	13 機関	1 機関	6 機関	20 機関
			13 人	1 人	6 人	20 人
福島市	コラッセふくしま	令和2年9月17日	11 機関	1 機関	5 機関	17 機関
			11 人	1 人	5 人	17 人
青森市	青森第2合同庁舎	令和2年9月25日	11 機関	0 機関	3 機関	14 機関
			11 人	0 人	3 人	14 人
秋田市	秋田合同庁舎	令和2年9月29日	16 機関	0 機関	2 機関	18 機関
			16 人	0 人	2 人	18 人
計			90 機関	3 機関	23 機関	116 機関
			90 人	3 人	23 人	116 人

会議では、官庁施設の保全の必要性等についての説明のほか、具体事例を含めた国家機関の建築物等の定期点検制度（建築基準法及び官公法に基づく点検、官公法に基づく支障がない状態の確認）についての説明や保全指導結果事例及び施設保全に関連する資料等の紹介を行いました。

また、環境省 東北地方環境事務所から「政府実行計画について～政府のオフィスや公用車等に関する温暖化対策計画～」と題し、官庁施設におけるLED照明の導入や公用車への次世代自動車の導入、ワークライフバランスの配慮といった省CO₂にもつながる効率的な勤務態勢の推進等についての基本的な考え方や留意点について説明いただきました。



【説明会場の状況】



【東北地方環境事務所からの説明】



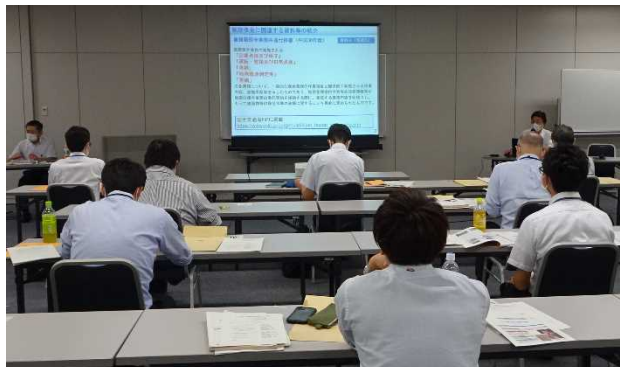
【国家機関の建築物等の保全の現況の説明】



【国家機関の建築物等の定期点検制度の説明】



【保全指導結果事例の説明】



【施設保全に関連する資料等の紹介】

会議終了後、参加者にご協力いただいたアンケートの結果では、次のようなご意見をいただきました。

- 保全の必要性、関係法令・具体事例について良く知ることができ有意義なものだった。
- 施設と同様にそれらの情報を引継ぐ事が担当者として重要だと説明を受けて実感した。
- 保全指導結果事例で紹介された内容が、自分の庁舎にもあてはまるものだったので、修繕等を検討するきっかけとすることができた。
- 応急的な対応の引き継ぎにも役に立つ内容だった。
- 経験年数が少ない担当者も参加させたい。
- 設備関係の内容も少し入れてほしい。
- 今年度はコロナ感染防止の為遅い時期になったが、早い時期の開催を希望する。

これらの貴重なご意見をふまえ、次回以降の開催においても、よりご要望に沿った会議となるよう改善してまいります。

会議終了後には保全相談を受け付け、国家機関の方から、「外壁点検の方法」についての相談や、「法定点検の対象建築物」に関する詳細確認等が寄せられました。

私ども東北地方整備局では、みなさまの保全業務に必要な技術的支援をはじめ、保全に関する疑問やお悩みなどにつきましても相談窓口を設けておりますので、お気軽にご連絡ください。

<保全に関する相談窓口はP12に掲載しています>



【保全相談の状況】

国家機関の建築物等の定期点検制度について

～保全実態調査における法定点検等の実施状況～

各省各庁の施設保全をご担当されている皆様におかれましては、令和2年度の保全実態調査にご協力いただき誠にありがとうございました。

保全実態調査は、国家機関の建築物等の保全の実態と問題点を把握し、適正な保全を実施することを目的とした調査で、官公庁施設の建設等に関する法律（略称：官公法）に基づきすべての国家機関の建築物等を対象に実施しています。

今年度の東北地方整備局管内の保全実態調査結果のうち、法定点検等の実施状況については次のとおりとなっています。

■令和2年度 保全実態調査結果における法定点検等の実施率

法定点検等		実施率	
		令和2年度 調査結果	令和元年度 調査(参考)
建築基準法 及び官公法 に基づく点検	① 建築物の敷地及び構造	95 %	90 %
	② 昇降機	100 %	100 %
	③ 建築物の昇降機以外の建築設備	96 %	94 %
	④ 支障がない状態の確認	98 %	95 %
その他の法令 に基づく点検	⑤ 消防用設備等の点検	97 %	98 %
	⑥ 危険物を取り扱う一般取扱所等	99 %	100 %
	⑦ 事業用電気工作物の保安規定による自主検査	100 %	100 %
	⑧ 機械換気設備	97 %	97 %
	⑨ ボイラーの性能検査・定期検査	98 %	98 %
	⑩ 浄化槽の水質検査・定期検査	98 %	99 %
	⑪ 簡易専用水道の清掃	99 %	99 %
	⑫ 排水設備の清掃	95 %	91 %
	⑬ 清掃等及びねずみ等の防除	98 %	96 %
	⑭ 空気環境の測定	93 %	91 %
	⑮ 冷却塔等、加湿装置の清掃等	98 %	97 %
	⑯ 給水設備の飲料水・雑用水の遊離残留塩素等の検査	100 %	100 %
	⑰ ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度の測定	100 %	100 %

※ : 実施率が低い法定点検等を示す。(ワースト3)

今年度の調査結果によると、法定点検等の実施率は昨年度より全体的に向上していますが、未だ100%に達していない項目が多くあります。

昨年度に引き続き、留意いただきたい項目及び実施率が95%以下の法定点検等（ワースト3）について、関係法令や実施方法等をあらためて紹介いたしますので、対象となる法定点検等がある場合には適切に実施いただきますようお願いします。

1. 建築基準法及び官公法に基づく点検

一定の用途・規模の建築物等においては、建築基準法及び官公法に基づき、建築物の敷地及び構造、昇降機、昇降機以外の建築設備、防火設備について、定期的に一級建築士等の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化状況を点検させなければならないと定められています。

(1) 関係法令等

建築基準法	第12条第2項	国等の特定建築物の敷地及び構造の点検
国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期的に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。		
官公法	第12条第1項	国家機関の建築物の点検
各省各庁の長は、その所管に属する建築物で政令で定めるものの敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期的に、一級建築士若しくは二級建築士又は同条第一項に規定する建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。		

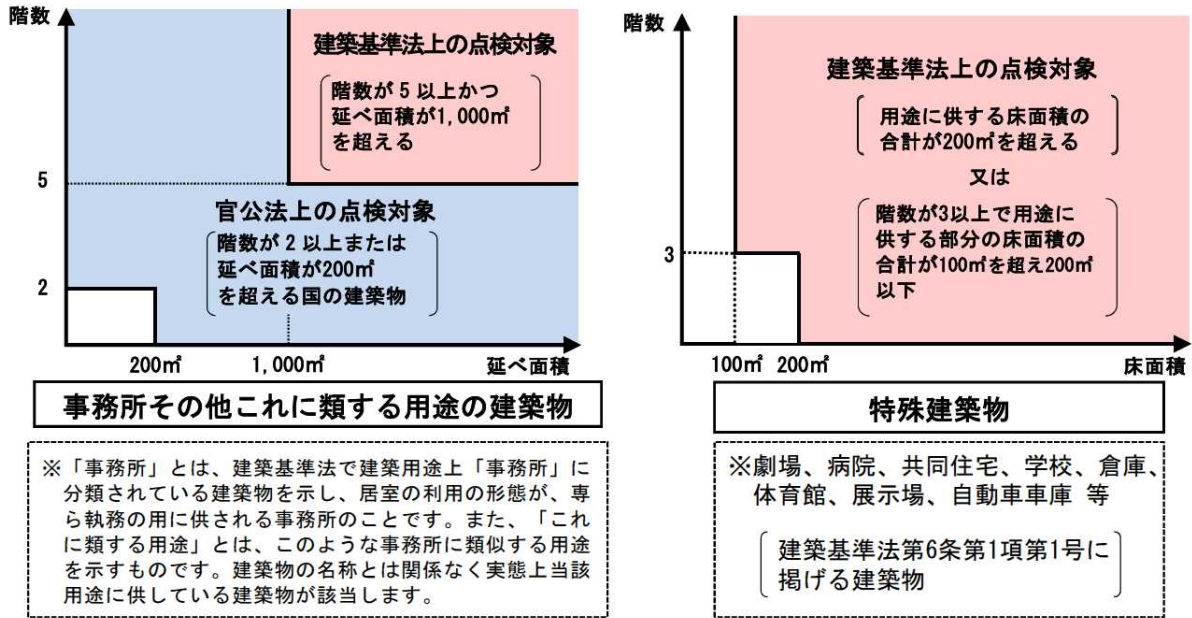
- 建築設備等の点検については、建築基準法第12条第4項、官公法第12条第2項で規定されています。
- 点検項目、点検方法、判定基準等については、以下の告示で規定されています。
建築基準法……平20国交告第282号、平20国交告第283号、平20国交告第285号、平28国交告第723号
官公法……平20国交告第1350号、平20国交告第1351号、令2国交省告第513号

(2) 点検の対象となる建築物の用途及び規模

建築物の敷地及び構造、昇降機以外の建築設備、防火設備

以下の用途及び規模に該当する建築物の場合、点検が義務付けられています。

※ 特殊建築物については今年6月に施行された建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）により点検対象となる規模が緩和されました。



昇降機

建築基準法第12条第4項により、建築物の用途及び規模にかかわらず、原則すべての昇降機に対して点検が義務付けられています。

(3) 点検部位・点検資格者・点検周期等

点検部位等		点検資格者	点検周期
建築物の敷地及び構造	敷地及び地盤、建築物の外部、屋上及び屋根、建築物の内部、避難施設等、その他	一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者	3年以内毎
昇降機	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機	一級建築士、二級建築士、昇降機等検査員資格者証の交付を受けている者	1年以内毎
昇降機以外の建築設備	換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給水設備及び排水設備	一級建築士、二級建築士、建築設備検査員資格者証の交付を受けている者	1年以内毎
防火設備	防火扉・防火シャッター等駆動装置と連動している防火設備	一級建築士、二級建築士、防火設備検査員資格者証の交付を受けている者	1年以内毎

2. 支障がない状態の確認

官公法により、各省各庁の長は所管する建築物等を適正に保全しなければならないとされており、すべての国家機関の建築物等においては、「保全の基準」に基づき「支障がない状態」に保全する必要があります。

これは建築基準法及び官公法に基づく「点検」とは別の行為であり、建築物等が、安全性、耐久性、機能性等に支障がない状態に保全されていることを定期に確かめる行為です。

(1) 関係法令等

官公法	第11条	国家機関の建築物等の保全
各省各庁の長は、その所管に属する建築物及びその附帯設備を、適正に保全しなければならない。		
保全の基準	国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（H17国交告第551号）	
実施要領	国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領（平成22年3月31日） (URL http://www.mlit.go.jp/common/000112166.pdf)	

(2) 対象施設

すべての国家機関の建築物とその附帯施設（仮設建築物を除く）

(3) 実施者

施設管理者（確認の実施に必要な資格はありません）

(4) 確認周期

建築物（敷地・構造）・・・概ね1年

建築設備・・・・・・・・・・・・・・・・概ね6ヶ月から1年

※ 詳細は「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領（別表）」による

(5) 確認項目等

「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領（別表）」によります。また、「支障がない状態の確認」のパンフレットに掲載の「支障がない状態の確認用チェックリスト」を用いて一般的な事務庁舎における支障がない状態の確認を行うこともできます。(URL <http://www.mlit.go.jp/common/001282277.pdf>)

を求めている規則であり、定期的な点検等を定めているものではありません。

- ③建築基準法及び官公法に基づく点検のうち、「昇降機以外の建築設備」の点検部位に「排水設備」がありますが、こちらの点検は配管の腐食及び漏水の状況等を点検するものであり、今回ご紹介しております「排水設備の清掃」とは内容が異なり別の対応が必要となりますのでご注意ください。

【参考】官公法に基づく点検内容（「昇降機外の建築設備」のうち排水設備関連）
 <国交省告示第1351号 別表第四 給水設備及び排水設備（抜粋）>

		(い) 点検項目	(ろ) 点検事項	(は) 点検方法	(に) 判定基準
一 飲料用の配管設備 及び排水設備	(一)	飲料用配管及び排水 管（隠蔽部分及び 埋設部分を除く。）	配管の腐食及び 漏水の状況	目視により確認 する。	配管に腐食又は 漏水があるこ と。
三 排水設備	(七)	衛生器具	衛生器具の取付 けの状況	目視により確認 する。	取付けが堅固で ないこと又は損 傷があること。
		その他 排水管	排水の状況	目視により確認 する。	排水が流れてい ないこと。

4. 空気環境の測定

(1) 関係法令、測定対象等（①又は②に該当する場合は対象です）

①人事院規則に基づく執務環境測定

（人事院規則10-4第15条、事務所衛生基準規則第7条等）

- ・国家公務員が勤務する建築物で、中央管理方式^{*1}の空気調和設備を設けている室については測定が必要です。（建築物の規模は関係ありません）

項目	測定対象	測定項目
一酸化炭素の 含有率等の測定	中央管理方式の空気調和設備 を設けている建築物の室で、 事務所の室に供されるもの	一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有 率、室温、外気温、相対湿度

※1：中央管理方式・・・各室に供給する空気を中央管理室等で一元的に制御することができる方式。
 （例：機械室からダクトにより各室に空気を供給する方式等。）

②建築物衛生法に基づく執務環境測定（延べ面積が3,000㎡以上の事務所等の場合）

（建築物衛生法第4条、施行令第2条第1号、施行規則第3条の2）

- ・建築物衛生法の特定建築物（延べ面積が3,000㎡以上の事務所等）に該当し、空気調和設備^{*2}又は機械換気設備^{*3}がある場合は測定が必要です。

項目	測定対象	測定項目
空気調和設備の 浮遊粉塵量等の測定	空気調和設備を設けている 特定建築物	浮遊粉じん ¹ の量、一酸化炭素の含有率、 二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、 気流
	機械換気設備を設けている 特定建築物	浮遊粉じん ¹ の量、一酸化炭素の含有率、 二酸化炭素の含有率、気流

※2：空気調和設備・・・空気の浄化、温度調整、湿度調整、流量調整の4つの機能を備えた設備。

※3：機械換気設備・・・空気の浄化、流量調節の2つの機能を備えた設備。

（「空気の浄化」とは、外気の導入を行っているもの。）

(2) 測定周期

測定は、2ヶ月以内ごとに1回、定期に実施することが必要です。

(3) 測定資格者

資格の規定はありませんので、職員自らで実施することが可能です。ただし、所定の測定機器（事務所衛生基準規則第8条及び建築物衛生法施行規則第3条の2に規定）により測定する必要があります。

また、特定建築物に該当する場合は、建築物環境衛生管理技術者の監督のもと実施する必要があります。

(4) 留意事項

①人事院規則に基づく執務環境測定の場合、測定を行った際にはその都度、次の事項を記録し、3年間保存する必要があります。

- 1) 測定日時
- 2) 測定方法
- 3) 測定箇所
- 4) 測定条件
- 5) 測定結果
- 6) 測定を実施した者の氏名
- 7) 測定結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要

②建築物衛生法に基づく執務環境測定空気環境の測定（延べ面積が3,000㎡以上の事務所等）の場合、測定結果は帳簿書類に記載し、5年間保存する必要があります。

お知らせ

東北地方整備局では、公共建築に関する技術的な相談を幅広く受け付けるため「公共建築相談窓口」を設置しております。保全に関する相談事項がございましたら、下記の相談窓口までお気軽にご相談ください。

■保全に関する相談窓口

東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室 担当者：室長補佐
TEL 022-225-2171（内線 5513） FAX 022-268-7833

東北地方整備局 盛岡営繕事務所 担当者：保全指導・監督官室長
TEL 019-651-2015 FAX 019-605-8115

令和2年度 東北地方整備局 管内業務発表会

東北地方整備局管内業務発表会は、地域のニーズに的確に対応した社会資本整備を進めていくうえで、必要となる技術、行政・法令及び経済分野の調査・研究成果の討議の場の確保、発表者の自己表現・創造力開発技能の向上を図ることを基本方針として、整備局・地方公共団体・関係団体等に加え、民間企業からも論題を募集し毎年開催しています。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 会議システムを活用し、9月7日（月）・8日（火）の2日間にわたり、「防災」、「メンテナンス」、「新技術」、「インフラ活用・アカウンタビリティ」、「マネジメント」、「業務の効率化」の6つのテーマで、それぞれ発表が行われました。

営繕関係では、下記の4題の発表が行われ、福島県土木部営繕課 伊藤さん、東北地方整備局営繕部計画課 小金澤さんのお二方が優秀賞を受賞しました。

テーマ	論 題	所 属	発表者(敬称略)
マネジメント	釜石警察署新築整備事業について	岩手県 県土整備部 建築住宅課	昆野 辰樹
マネジメント	女川オフサイトセンター新築工事について	宮城県 土木部 営繕課	尾野 勇美
マネジメント	県有建築物における再エネ・省エネの推進について～須賀川土木事務所のZEB化～	福島県 土木部 営繕課	伊藤 智章
マネジメント	鶴岡第2地方合同庁舎整備事業における地域連携の取り組みについて	東北地方整備局 営繕部 計画課	小金澤 達

なお、管内業務発表会の詳細及び論文については、下記の東北地方整備局ホームページからご覧いただけます。

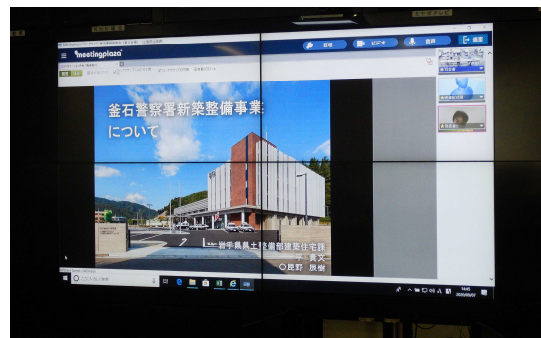
<http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00360/happyoukai/R2/index.html>

最後に、発表者の皆様、大変お疲れ様でした。

来年度も、管内業務発表会への積極的な参加をお待ちしております。



【 Web 会議システムを利用した発表風景 】



【 Web 会議システム画面 】

令和2年度 優良工事・優良業務表彰

優良工事・優良業務表彰の決定

東北地方整備局は令和2年度の優良工事施工者、優良業務実施者を含めた国土交通行政功労者について令和2年7月16日に表彰を決定しました。

また、盛岡管轄事務所は同日7月16日に、東北地方整備局管轄部は8月20日に優良工事施工者、優良業務実施者を決定しました。

なお、今年度の表彰式については新型コロナウイルス感染予防・拡大防止の観点から表彰状等を送付することで、表彰式に代えさせていただきました。

これらの表彰は、2019年度に工事が完成し、工事成績評定が優秀で、積極的な創意工夫がなされるなど、建設業における事業の推進に功績があった施工企業等、及び2019年度に業務が完了し、業務成績評定が優秀で、対象業務の難易度、重要性が高いものであるなど、建設設計業務における事業の推進に功績があった実施企業等を表彰するものです。

優良業務施行者表彰(東北地方整備局長表彰)

業務名称：湯野上・田島合同森林事務所実施設計業務

実施企業：ブレンスタッフ株式会社

本業務は、会津森林管理署湯野上森林事務所と田島森林事務所の合同集約化に伴う新築設計の実施設計業務です。

実施設計のみの業務でしたが、基本設計主旨を十分理解すると共に、周辺に溶け込みやすい外観デザインへの設計変更への対応や小規模庁舎のユニバーサルデザインの考え方などの整理と特定行政庁との協議など実施設計を行う上での検討や困障設計に関して隣地（田園）に対し環境影響を考慮した工法の提案を積極的に行いました。また、床仕上げの決定時には、メンテナンス性や振動・音などについて懸案事項とし、設計の修正などを積極的に行うことで入居官署との合意形成に寄与しました。

これらの説明にあたり、発注者側からのICT活用などの条件指定がないなか、自ら外観パース・断面イメージ図などを3DCADを用いて作成し、モバイル機器を活用しながら、発注者・入居官署に完成後のイメージを伝えるなど積極的な取り組みが多く見られ、模範的な業務を行いました。



【3DCADを用いた外観パース】

優良工事施工者表彰(東北地方整備局長表彰)

工事名称：秋田地方検察庁大館支部（19）機械設備改修工事

施工会社：大館桂工業株式会社

本工事は、経年により老朽化した庁舎の冷暖房設備の更新による機能改善と、熱源をガスに切り替えることによる環境負荷の低減を目的とした工事です。工事箇所となる機械室は執務室が隣接していることから、騒音等により業務に支障がないよう、事前に施設管理者と工事工程の打ち合わせを綿密に行い工事を進めています。

施工に際しては3DCADを活用して、下請け業者との改修内容のイメージの共有や、配管相互の干渉チェックを行うことにより、施工精度の向上と品質の向上に努めています。また、若手技術者育成を目的に、女性の若手技術者を現場管理補助として配置し、品質確認検査安全書類作成、下請け業者間の調整などを主任技術者と共に行っています。

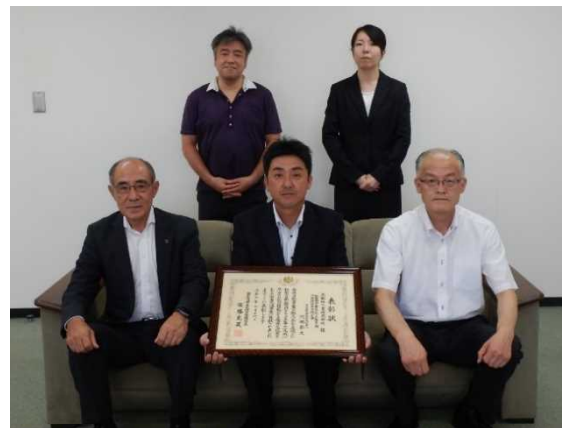
このように、施工管理と品質向上等の工夫や週休2日促進工事の取り組み、「担い手」としての若手技術者の育成が評価されました。



【3DCAD】



【改修を行った機械室内部の状況】



【表彰状を中央に記念撮影（所長室にて）】

営繕優良工事施工企業表彰(営繕部長表彰)

工事名称：いわき地方合同庁舎（19）電気設備その他改修工事

施工企業：株式会社ユアテック

本工事は、国の出先機関が入居する合同庁舎での受変電設備更新に係る改修工事であり、入居官署等と調整を図りながら進める工事でした。

受注者は、施工手順の詳細な検討により、更新に伴う停電期間を最短にする提案で入居官署等に極力負担を掛けずに施工すると共に、各施工段階における「品質管理シート」を使用した監理技術者のチェックや社内の「公共工事チェックリスト」活用により施工品質の確保に努めました。

また、著しい騒音・振動を伴うはつり、あと施工アンカー作業、全館停電作業、全館断水作業及び資材搬入・搬出は、限定された休日での工程調整となり困難でしたが、入居官署等の業務に支障を及ぼすことなく工期内に完成させつつ、週休2日制を実現し、働き方改革の推進に努めました。

営繕優良業務実施企業表彰(営繕部長表彰)

業務名称：福島法務総合庁舎外設備改修実施設計業務

実施企業：株式会社ピーエーシー 仙台支所

本業務は、福島法務総合庁舎と福島県警察学校の業務場所の異なる2施設の空気調和設備改修を合併した設計業務です。

業務内容が同一の空気調和設備改修であったが、図面記載、表現内容及び成果品の整合を図るため、管理技術者、担当技術者の他照査技術者を配置し、業務成果の自主検査体制を確立し完成度の高い成果品となりました。

また、業務途中で入居官署から空気調和設備方式の変更と改修範囲の追加に関する強い要望があり中央空調方式の内、一部個別空調方式へ変更せざるを得ない状況になりましたが、空気調和方式の比較検討を始め、現地詳細調査を再実施し執務状況や部屋の使い方等を確認し最適な空気調和設備方式の提案を行いました。積極的に受発注者間の調整、協議を行い限られた履行期間の中で入居官署の要望に応えることができました。

業務名称：秋田県警察学校・機動隊道場設計業務

実施企業：マン・テック株式会社

本業務は、敷地が隣接する秋田県警察学校及び秋田県警察機動隊の既存道場に著しい老朽化と設備の不備があり、早急に解消する必要があるため、合築して1つの施設として設計を行う業務です。

本設計では、両施設の敷地に生じている2m以上の高低差を巧みに活かした建築計画を実現し、既存建物群の将来建て替え計画を考慮した電力引き込みルート的设计及び既存建物群へのライフラインの途絶を避けた給排水設備等の設計を行いました。

また、施設利用者から出された変更要望について、限られた時間のなかで効率的な修正作業を行い成果物の作成に尽力し、設計成果物の出来映え照査への対応では、品質管理者を任意で配置して成果物の精度を高めることにより、良質な道場の設計を完了させました。

営繕優良工事施工企業表彰(盛岡営繕事務所長表彰)

工事名称：青森地方気象台（18）庁舎建築改修工事

施工会社：株式会社阿部重組

本工事は、経年により劣化した建物の外壁タイル等を改修し、剥落、落下の危険をなくすことで、来庁者及び職員への安全・安心の確保を目的とした工事です。

気象台という 24 時間 365 日気象観測を行っている特殊な施設での改修工事であることから、屋上や建物周囲に設置されている観測機器に悪影響を及ぼさないよう、施設管理者と作業時間や日程などの打ち合わせを綿密に行い、工事を実施しています。

工事中に新たに発見された建物外壁等の劣化部分については、原因調査から改修方法の提案まで速やかに行い、工程を組み替えるなどして工期内に工事を完成させました。

また、当事務所で初めて取り組む週休 2 日促進工事でしたが、当初から積極的に工事の効率化に取り組んだ結果、4 週 8 休を達成すると共に、作業員全員による現場周辺の清掃活動や店社パトロールの定期的な実施など、地域、社会への貢献や安全施工への高い意識も評価されました。

令和2年度 営繕工事安全施工推進大会

優良企業（現場代理人）表彰（営繕関係）

令和2年10月29日、仙台合同庁舎B棟において、「令和2年度 営繕工事安全施工推進大会」を開催しました。

本大会は、現在施工中の工事現場の安全管理者又は責任者等にお集まりいただき、事故・事故災害の発生を未然に防止し、安全対策・安全教育の重要性の徹底と安全意識の高揚を図るため行われるものです。大会では、厚生労働省 宮城労働局から、工事事務防止等に関する安全講話をいただいたほか、令和元年度に完成した営繕工事の中から、安全管理と事故防止に努め、その施工が優秀であり他の模範となる優良企業（現場代理人）の表彰を行いました。

保全指導・監督室長表彰 優良企業（現場代理人）

工事名称：宮城労災特別介護施設（19）電気設備改修工事

受注者：東北浅野防災設備株式会社

現場代理人：亀谷 寛 氏



【 会場の様子 】



【 宮城労働局からの安全講話 】



【 表彰者記念撮影 】

営繕とうほく編集室

〒980-8602

仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟

東北地方整備局 営繕部 計画課内

TEL 022-225-2171(代表)

E-mail: thr-82keikaku@mlit.go.jp

ホームページアドレス

■東北地方整備局 <http://www.thr.mlit.go.jp/>

■盛岡営繕事務所 <http://www.thr.mlit.go.jp/moriei>

「営繕とうほく」は東北地方整備局ホームページでもご覧になれます